

コラム③ 淨化槽の耐用年数

汚水処理施設の整備手法の経済性を比較する際において、各施設の耐用年数は重要な要素となります。では、浄化槽の耐用年数はどのくらいなのでしょうか。

いわゆる3省合意において、各施設の耐用年数は下記の表のとおり整理されています。この3省合意を基に作成された「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）」（平成14年2月 社団法人日本下水道協会編）では、公共下水道の処理場については土木建築物50年、機械電気設備25年、構成割合を1:1として使用可能年数を33年としています。

一方、合併処理浄化槽については躯体30年、機器設備類10年、構成割合を0.9（躯体）:0.1（機器設備）として使用可能年数を26年としています。

しかし、FRP（強化プラスチック）が浄化槽本体に使われるようになった昭和40年頃に設置された浄化槽が今日でも十分に機能を発揮していることから、実績として30年以上は大丈夫ということになります。また、FRP製の浄化槽本体は半永久的に使うことができるとも言われており、実際問題として家屋と同じくらいはもつと考えてよいようです。

なお、国庫補助事業により設置された浄化槽の財産処分制限期間は7年ですが、これは、財産処分の制限期間を定めた国の告示※において、浄化槽が該当する「機械及び装置」が7年と定められているからであり、このことが浄化槽の耐用年数を表している訳ではありません。

※「補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について」（平成12年3月30日付け会発第247号）

3省合意に基づく各施設の耐用年数

種別 事業	下水道	農業集落排水処理事業	浄化槽
所管官庁	国土交通省	農林水産省	環境省
各種法令に基づく年数	処理場23年、管渠50年（地方公営企業法）	処理場23年、管渠50年（旧大蔵省令等）	7年 (国庫補助事業実施要綱)
施設の使用実績年数	終末処理場土木建築物 50～70年 終末処理場機械電気設備 15～35年 管渠50～100年	下水道に準拠	躯体30年～ 機器設備類7～15年程度